



県 章

# 滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)  
9 月 11 日  
号 外 (3)  
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### 監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 ..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 19 年 9 月 11 日

滋賀県監査委員	青	木	愛	子
"	中	沢	啓	子
"	柊		勝	次
"	宮	村	統	雄

### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	滋賀県土地開発公社
監査執行年月日	平成 18 年 11 月 1 日
監査結果報告年月日	平成 19 年 1 月 25 日
監 査 の 結 果	<p>びわ湖東部中核工業団地の土地譲渡契約に係る売買代金の平成 18 年 3 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 11,785,185 円増加し 74,416,789 円となっており、現状ではさらにその増加が見込まれることから、債務者に対してなお一層収納の促進に努めるとともに、他の債権者と積極的に協議を進め効果的な対策を講じられたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容</p> <p>中小企業基盤整備機構と連絡調整をはかり、損害賠償請求訴訟の可能性 (競売時最低売却価格の下落要因が産業廃棄物の不法投棄によるものとする原因者への損害賠償請求) について検討を続け未収金の収納に努めてきたが、結果として債権管理委託先の機構が訴訟を断念し、また連帯保証人からの回収も難しいとの判断から、平成 19 年 1 月 10 日付けで残債権について償却処理を行った。このことから公社も機構と同様、競売配当金および内入金を元金に繰り入れ、残債権については、平成 15 年度決算で計上済みの貸倒引当金を充当して平成 18 年度決算において償却処理を行うこととした。</p> <p>当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容 (政策調整部企画調整課)</p> <p>競売により、一定の整理がついたことから、未収金残金について損害賠償請求訴訟の可能性 (競売時最低売却価格の下落要因が産業廃棄物の不法投棄によるものとする原因者への損害賠償請求) または連帯保証人からの回収について、中小企業基盤整備機構と連絡調整をはかり、回収が困難と判断される場合は残債権について償却処理を行うよう指導した。</p>

監査執行対象機関名	滋賀県住宅供給公社
監査執行年月日	平成 18 年 11 月 1 日
監査結果報告年月日	平成 19 年 1 月 25 日
監 査 の 結 果	

公社が経営する賃貸住宅「サニーハイツ・マキノ」の賃料および共益費において、平成 18 年 3 月末日現在、557,700 円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。また、滞納に係る督促、催告および明渡し請求の事務が遅延していたため、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき「滋賀県住宅供給公社」が講じた措置の内容

公社賃貸住宅管理業務において、平成 18 年 3 月末日現在で 557,700 円の収入未済が発生したことについては、再三にわたり滞納者に対し納付指導を実施してきたが、初期の対応が十分でなかったことから、契約の解除、明け渡しの実施に至るまでに日時を要し、結果的に滞納額を増加させることになった。

今後は、このような事態を招かないよう滞納に対する早期の適切な納付指導と厳正な処理に努める。

なお、現時点の滞納額は、平成 18 年 6 月に賃貸契約の解除、明け渡しを実施したため、当時の滞納額 (709,800 円) から入居時の敷金 (144,000 円) を差し引いた額 (565,800 円) となっている。

上記滞納額の回収については、転居先の訪問や文書による督促等により滞納者の支払を促し早期回収に努める。

当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部住宅課)

公社賃貸住宅管理業務において、平成 18 年 3 月末日現在で 557,700 円の収入未済が発生したことについては、今後このような事態を招かないよう滞納に対する適時的確な納付指導と厳正な処理を行うとともに収入未済金の回収については戸別訪問や文書督促等の手法により早期回収に努めるよう指導した。

監査執行対象機関名	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
監査執行年月日	平成 18 年 11 月 13 日
監査結果報告年月日	平成 19 年 1 月 25 日
監査の結果	生活福祉資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、未償還額が年々増加し、平成 18 年 3 月末日現在において 315,797,008 円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき「社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会」が講じた措置の内容	滋賀県社会福祉協議会 (以下「県社協」という。) は生活福祉資金の貸付業務の一部を市町社会福祉協議会 (以下「市町社協」という。) に委託し、また民生委員児童委員は効果的に制度を運営するための役割を担っているところである。 県社協では、監査の結果を受け、債権回収の一層の強化を図るため市町社協への訪問指導の充実を図っている。特に年 2 回の「償還促進月間」を市町社協、県・各市町民生委員児童委員協議会とともに制定 (6 月・12 月) することで、一層の強化に取り組んでいる。さらに今年度は、現在 3 市町社協において、戸別訪問等に向けた調整を行っている。 市町社協担当職員を対象に「生活福祉資金担当職員研修会」を実施し、当監査事項を伝えるとともに、本県における当制度の償還状況 (市町別含む) やその推移、貸付実施から償還完了までのプロセスや滞納世帯への対応方法等を周知した。 当制度の一般県民向けパンフレット「生活福祉資金貸付のごあんない」を作成し、当制度の趣旨や手続き、償還の方法等について、制度利用者の正確な理解を図り、もって新たな不良債権発生防止に努めた。
当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容	(健康福祉部健康福祉政策課)
	県社会福祉協議会から、改善措置の検討・報告を求めるため、貸付決定に至る過程を再検証するとともに債権管理の状況について内容を聴取し、改善策を検討するよう指導した。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成19年1月25日
監査の意見	
<p>(1) 滋賀県土地開発公社のあり方について (滋賀県土地開発公社)</p> <p>滋賀県土地開発公社においては、県等の公共事業の縮小に伴う公社業務量の減少や工業団地の販売不振などから、事業損失の計上が平成14年度以降、毎年度続いている。業務量縮小に対処する方策について種々検討をされているが、有効な手だてを見いだすまでには至らず、今後も引き続き厳しい状況が続くと考えられることから、公社のあり方も含め抜本的な対策を講じられたい。</p> <p>また、販売中のびわ細江工業団地の早期完売に向けて一層の取り組みに努め、事業収益の拡大を図るとともに、先行取得した土地についても、県に対し早期買い戻しに向けた働きかけを積極的に行う一方、暫定的な利活用についても具体化に向け検討を進められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容	
<p>県等の公共事業が減少する中、公社の本来業務である公共用地の先行取得業務が大幅な減となり、事業量の確保や公社経営の抜本的見直しが大きな課題となっている。こうした状況の中で公社経営の健全化を図るため、県と連携して長期保有地の処理とその利活用の促進を含めた「滋賀県土地開発公社改革プラン」を策定することとしている。</p> <p>また、びわ細江工業団地については、公有地の拡大の推進に関する法律の改正による賃貸制度の導入や販売価格の引き下げにより、広くPRしたことにより、2区画(6ha)について企業の立地をみたところであり、現在も何件かの問い合わせがある。今後も県関係課や長浜市等と連携を密にし積極的に販売活動を行うことにより、早期企業立地に努める。</p>	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (政策調整部企画調整課)	
<p>公社経営の健全化や長期保有地の処理とその利活用の促進を含めた中期的取り組み方針を定める「滋賀県土地開発公社改革中期方針」を示し、その具体化を図るため、土地開発公社による「滋賀県土地開発公社改革プラン」を策定することにより、継続的経営改善を図ることとした。</p> <p>また、びわ細江工業団地についても、賃貸制度の活用などにより、平成21年度までに全区画への企業立地に向けた取り組みを進めることとした。</p>	

監査結果報告年月日	平成19年1月25日
監査の意見	
<p>(2) 造林公社の抜本的な改革について</p> <p>(社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社)</p> <p>滋賀県造林公社、びわ湖造林公社の2公社については、平成16年度、17年度の2か年にわたり、累積債務の解消について抜本的な対策を求めたところであるが、現在においても、具体的な進展が見られず、借入金および未払利息は、平成17年度末で両公社合わせて約1,039億円と巨額なものとなっており、状況は非常に深刻である。さらに金利負担は、両公社合わせて年間で約18億円となっており、1日も早い債務の解消が求められる。</p> <p>については、琵琶湖の水源かん養、県土保全など多面的な機能を持つ森林の整備・管理に重要な役割を果たしている造林公社の抜本的な改革を行うため、早急に議論・検討に結論を出し、実効ある対策を進められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき「社団法人滋賀県造林公社 財団法人びわ湖造林公社」が講じた措置の内容	
<p>林業公社等の問題は、国の林業施策および金融施策の在り方の問題であることから、これまでから全国森林整備協会等を通じて国に要望活動を行うとともに、農林漁業金融公庫に対して返済猶予や利息の減免について要望を行ってきた。</p> <p>また、滋賀県造林公社において平成17年1月に経営改善検討会議を設置し、今後の森づくりの方向性や既往債務の処理方策等について検討を進めてきたが、国の支援策の見極めや農林漁業金融公庫との協議など様々な課題等があり、集約できていない状況である。しかし、この間も未払利息が増加しているのは指摘のとおりであり、早急に新たな経営計画</p>	